

申請書等の押印廃止について

国土交通省令が改正され、建築確認申請書などへの申請者や設計者の押印が廃止されました。(令和3年1月1日施行)(計画通知など一部の手続きは引き続き押印が必要です。)

これに合わせて、県で様式を定めている申請書等についても押印を廃止する見直しを行いましたので、お知らせいたします。(道路位置指定申請など、土地所有者等の承諾印とともに印鑑証明書の添付を求めているようなものについては、引き続き押印が必要です。)

【お問い合わせ先】

担当課	住所	担当窓口	電話番号
土木部都市局 建築指導課	〒310-8555 水戸市笠原町 978-6	20 階 建築担当 宅地担当 監察・免許担当	029-301-4727 029-301-4732 029-301-4722
県央建築指導室		1 階 建築担当 宅地担当	029-301-4784 029-301-4787
県北県民センター 建築指導課	〒313-0013 常陸太田市山下町 4119	建築担当 宅地担当	0294-80-3344
鹿行県民センター 建築指導課	〒311-1593 鉾田市鉾田 1367-3	建築担当 宅地担当	0291-33-4113 0291-33-4114
県南県民センター 建築指導課	〒300-0051 土浦市真鍋 5-17-26	建築担当 宅地担当	029-822-8519 029-822-7082
県西県民センター 建築指導課	〒308-8510 筑西市二木成 615	建築担当 宅地担当	0296-24-9149 0296-24-9154